

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。
平成22年10月27日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称)平和堂竜王店 蒲生郡竜王町小口1658番1ほか6筆
- 2 提出された意見の概要 竜王町からの意見
平成22年5月11日付けで提出された大規模小売店舗届出書に想定されている事項について、周辺地域の生活環境に影響を及ぼす場合には、周辺自治会や本町と協議し、その適切な対策について誠意をもって速やかに対応すること。また、店舗および敷地内の清掃・美化のみならず、周辺地域の環境保全と美観維持のため、散在性ごみ対策について積極的に取り組むこと。
- 3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1
滋賀県東近江環境・総合事務所総務課 東近江市八日市緑町7-23
竜王町産業振興課 蒲生郡竜王町小口3
 - (2) 縦覧期間 平成22年10月27日から平成22年11月29日まで